

特定非営利活動法人 あつとほ一む

定 款

制定 平成14年9月1日

改定 平成17年5月18日

改定 平成25年10月9日

改定 平成29年9月5日

特定非営利活動法人 あつとほ一む 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人あつとほ一むという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市都筑区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、子どもを養育する父母や団体に対して保育と保育をサポートする事業を行い、仕事と子育てを両立できるまちづくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 子どもの健全育成を図る活動

(2) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動

(3) 上記の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

①保育事業

②保育事業者の育成と普及事業

③仕事と子育てを両立するための助言と情報提供事業

④子どもと家庭の支援事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の1種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申込みものとし、代表理事は、その者が前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

- 2 代表理事は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人
- (2) 監事 1人

- 2 理事のうち、1人を代表理事とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 代表理事以外の理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、代表理事が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算に関する事項
- (5) 事業報告及び決算に関する事項
- (6) 役員の選任等に関する事項
- (7) 長期借入金に関する事項
- (8) 事務局の組織等に関する事項
- (9) その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名または名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(定足数)

第35条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前2条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収益
- (4) 事業に伴う収益
- (5) その他の収益

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第 44 条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに代表理事が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後3か月以内に総会の承認を得なければならない。

2、決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 45 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(長期借入金)

第 46 条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 47 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 48 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 49 条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に規定する法人のうち、総会において選定したものに帰属するものとする。

(合併)

第 50 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、貸借対照表の公告については、法人ホームページへの掲載を行う。

第10章 雑則

(細則)

第52条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	小栗昭子
理事	宮野紀子
理事	宮下優理
監事	小川千恵子
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成16年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第45条の規定にかかわらず、成立の日から平成15年3月31日までとする。

附 則

この定款は、平成17年5月18日から施行する。

附 則

この定款は、平成25年10月9日から施行する。

附則

この定款は、平成 29 年 9 月 5日から施行する。

附則

この定款は、令和 年 月 日から施行する。

法人の名称 特定非営利活動法人 あつとほ一む

1 事業の計画

保育事業は、昨年度と同様に保育園へのお迎え付き夜間保育と小学生の放課後保育を実施する。
これまでの事業の他、子どもと家庭の支援事業を追加し、これまで実施してた保育事業では担えない家庭への介入を実施し、区や児童相談所、児童家庭支援センターなどと連携して支援にあたることとする。

2 事業内容

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 保育事業

ア 夜間等の保育事業

- ・内 容 保育園、学童保育外の子どもの保育、居場所の提供
- ・日 時 通年 平日
- ・場 所 特定非営利活動法人 あつとほ一む内
- ・従事者人員 3 人
- ・受益対象者 中学生、小学生以下の保育を必要とする子ども 11 人
- ・支 出 額 7,000,000 円

イ 学童保育事業

- ・内 容 小学校の放課後の子どもの保育
- ・日 時 通年 平日（19 時 00 分まで）
- ・場 所 特定非営利活動法人 あつとほ一む内
- ・従事者人員 8 人
- ・受益対象者 小学生の保育を必要とする子ども 31 人
- ・支 出 額 25,000,000 円

② 保育事業者の育成と普及事業

- ・内 容 開業講座の開催と事業の普及
- ・日 時 月 1 回程度日曜日
- ・場 所 特定非営利活動法人 あつとほ一む内
- ・従事者人員 3 人
- ・受益対象者 17 人（会員と受講生 3）
- ・支 出 額 500,000 円

③ 仕事と子育てを両立するための助言と情報提供事業

- ・内 容 子どもを持つ親への助言と情報提供、取材受け入れ
- ・日 時 セミナー開催時
- ・場 所 特定非営利活動法人 あつとほ一む内、他
- ・従事者人員 1 名
- ・受益対象者 地域で子どもを持つ親、仕事と子育てを両立している親
各回 3 名～70 名
- ・支 出 額 100,000 円

④ 子どもと家庭の支援事業

- ・内 容 支援の必要を求めた家庭の相談と介入、公的支援へのつなぎ
- ・日 時 通年
- ・場 所 特定非営利活動法人 あつとほ一む内、他
- ・従事者人員 1 名
- ・受益対象者 子どもと保護者 年間 10 名程度
- ・支 出 額 500,000 円

以上

法人の名称 特定非営利活動法人 あっとほーむ

1 事業の計画

保育事業は、昨年度と同様に保育園へのお迎え付き夜間保育と小学生の放課後保育を実施する。
子どもと家庭の支援事業を追加し、これまで実施してた保育事業では担えない家庭への介入を実施し、区や児童相談所、児童家庭支援センターなどと連携して支援にあたることとする。

2 事業内容

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 保育事業

ア 夜間等の保育事業

- ・内 容 保育園、学童保育外の子どもの保育、居場所の提供
- ・日 時 通年 平日
- ・場 所 特定非営利活動法人 あっとほーむ内
- ・従事者人員 3 人
- ・受益対象者 中学生、小学生以下の保育を必要とする子ども 11 人
- ・支 出 額 7,000,000 円

イ 学童保育事業

- ・内 容 小学校の放課後の子どもの保育
- ・日 時 通年 平日（19 時 00 分まで）
- ・場 所 特定非営利活動法人 あっとほーむ内
- ・従事者人員 8 人
- ・受益対象者 小学生の保育を必要とする子ども 31 人
- ・支 出 額 25,000,000 円

② 保育事業者の育成と普及事業

- ・内 容 開業講座の開催と事業の普及
- ・日 時 月 1 回程度日曜日
- ・場 所 特定非営利活動法人 あっとほーむ内
- ・従事者人員 3 人
- ・受益対象者 17 人（会員と受講生 3）
- ・支 出 額 500,000 円

③ 仕事と子育てを両立するための助言と情報提供事業

- ・内 容 子どもを持つ親への助言と情報提供、取材受け入れ
- ・日 時 セミナー開催時
- ・場 所 特定非営利活動法人 あっとほーむ内、他
- ・従事者人員 1 名
- ・受益対象者 地域で子どもを持つ親、仕事と子育てを両立している親
各回 3 名～70 名
- ・支 出 額 200,000 円

④ 子どもと家庭の支援事業

- ・内 容 支援の必要を求めた家庭の相談と介入、公的支援へのつなぎ
- ・日 時 通年
- ・場 所 特定非営利活動法人 あっとほーむ内、他
- ・従事者人員 1 名
- ・受益対象者 子どもと保護者 年間 10 名程度
- ・支 出 額 500,000 円

2025年度 活動予算書

2025年4月1日～2026年3月31日

特定非営利活動法人 あつとほむ
特定非営利活動に係る事業の会計

科目	当年度
1.経常増減の部	
事業収益	
保育事業収益(学童事業収益)	7,500,000
保育事業収益(夜間保育) - 保育料	6,500,000
- 参加料	10,000
保育事業者の育成と普及事業収益	250,000
- その他	280,000
仕事と子育てを両立するための助言と情報提供事業収益	10,000
子どもと家庭の支援事業	50,000
事業収益計	14,600,000
受取補助金等	
受取地方公共団体補助金	0
- 区)放課後保育児童健全育成補助金	17,000,000
- 神奈川県	1,000,000
受取国庫助成金	0
受取民間助成金	0
- 社福)年末たすけあい募金	0
受取補助金等計	18,000,000
受取寄付金	
受取寄付金	3,000,000
- 使途指定寄付	100,000
受取寄付金計	3,100,000
雑収益	
受取利息	1,000
雑収益	50,000
雑収益計	51,000
経常収益合計	35,751,000
事業費	
【人件費】	
役員報酬	5,065,000
給料手当	14,465,000
法定福利費	2,550,000
福利厚生費	120,000
【人件費計】	22,200,000
【その他費用】	
旅費交通費	50,000
ボランティア交通費	20,000
玩具・教材費	20,000
食材費	1,900,000
防災用品費	10,000
消耗品費	920,000
会議費	20,000
行事費	800,000
通信費	160,000
外注費	2,600,000
水道光熱費	550,000
支払地代家賃	3,050,000
保険料	63,330
修繕費	78,670
新聞図書費	10,000
車両費	0
支払手数料	638,000
租税公課	10,000
【その他費用計】	10,900,000
事業費計	33,100,000
管理費	
【人件費】	
役員報酬	210,000
給料手当	210,000
【人件費計】	420,000
【その他費用】	
旅費交通費	0
消耗什器備品費	0
消耗品費	10,000
会議費	2,000
通信費	100,000
外注費	1,000,000
支払手数料	600,000
雑費	50,000
減価償却費	1
【その他費用計】	1,762,001
管理費計	2,182,001
経常費用合計	35,282,001
当期経常増減額	468,999
2.経常外増減の部	
経常外収益合計	0
経常外費用合計	0
当期経常外増減額	0
当期正味財産増減額	468,999
前期繰越正味財産額	-1,136,254
次期繰越正味財産額	-667,255

2026年度 活動予算書

2026年4月1日～2027年3月31日

特定非営利活動法人 あっとほーむ
特定非営利活動に係る事業の会計

科目	当年度
1. 経常増減の部	
事業収益	
保育事業収益(学童事業収益)	7,500,000
保育事業収益(夜間保育) - 保育料	6,500,000
- 参加料	10,000
保育事業者の育成と普及事業収益	250,000
- その他	280,000
仕事と子育てを両立するための助言と情報提供事業収益	100,000
子どもと家庭の支援事業	100,000
事業収益計	14,740,000
受取補助金等	
受取地方公共団体補助金	17,000,000
- 神奈川県	1,000,000
受取補助金等計	18,000,000
受取寄付金	
受取寄付金	3,000,000
- 使途指定寄付	100,000
受取寄付金計	3,100,000
雑収益	
受取利息	1,000
雑収益	50,000
雑収益計	51,000
経常収益合計	35,891,000
事業費	
【人件費】	
役員報酬	5,165,000
給料手当	14,465,000
法定福利費	2,550,000
福利厚生費	120,000
【人件費計】	22,300,000
【その他費用】	
旅費交通費	50,000
ボランティア交通費	20,000
玩具・教材費	20,000
食材費	1,900,000
防災用品費	10,000
消耗品費	920,000
会議費	20,000
行事費	800,000
通信費	160,000
外注費	2,600,000
水道光熱費	550,000
支払地代家賃	3,050,000
保険料	63,330
修繕費	78,670
新聞図書費	10,000
支払手数料	638,000
租税公課	10,000
【その他費用計】	10,900,000
事業費計	33,200,000
管理費	
【人件費】	
役員報酬	210,000
給料手当	210,000
【人件費計】	420,000
【その他費用】	
消耗品費	10,000
会議費	2,000
通信費	100,000
外注費	1,000,000
支払手数料	600,000
雑費	50,000
減価償却費	1
【その他費用計】	1,762,001
管理費計	2,182,001
経常費用合計	35,382,001
当期経常増減額	508,999
2. 経常外増減の部	
経常外収益合計	0
経常外費用合計	0
当期経常外増減額	0
当期正味財産増減額	508,999
前期繰越正味財産額	-667,255
次期繰越正味財産額	-158,256